

講演会「入れ墨施術と医療行為」報告

弁護士業務改革委員会スポーツ法PT委員 長谷川 佳英 (68期)

2021年2月16日、一般社団法人日本タトゥーイスト協会の顧問である吉田泉弁護士（第一東京弁護士会）を講師に迎えて、講演会を行った。なお、本講演会は、会場とZoomを併用して開催された。

吉田弁護士は、彫師のタトゥー（入れ墨）の施術に関する医師法違反被告事件（以下「本件事件」という）における弁護人の一人として、無罪（最高裁令和2年9月16日決定（最高裁判所ウェブサイト掲載））を勝ち取った経験を有する。そこで、本講演会では、当該最高裁決定の内容及び当該最高裁決定を得るまでの弁護士活動の在り方をテーマとして、ご講演いただいた。この講演の概要は、以下のとおりである。

まず、本件事件の訴訟の経緯について、ご説明いただいた。具体的には、第一審判決（大阪地裁平成29年9月27日判決）では有罪となったものの、控訴審判決（大阪高裁平成30年11月14日判決）で逆転無罪となり、上記最高裁決定で無罪が確定したという経緯である。

次に、本件事件の争点であるタトゥーの施術の「医行為」該当性について、本件事件以前には、行政通達により、次の解釈が唱えられていたことをご説明いただいた。すなわち、「医師法上の疑義について（通達）」平成12年6月9日付厚生省医事第59号及び「医師免許を有しない者による脱毛行為等の取扱いについて（通達）」平成13年11月8日付厚生労働省医政医発第105号により、「針先に色素を付けながら、皮膚の表面に墨等の色素を入れる行為」は、「医師が行うのでなければ保健衛生上危害の

生ずるおそれのある行為であり、医師免許を有しない者が業として行えば医師法第17条に違反する」とされていた。その上で、これらの通達についての問題意識や、タトゥーの施術の「医行為」該当性に関する国会での議論の状況について、ご説明いただいた。

また、本件事件に関しては、以上のような「医行為」該当性という“理論”だけではなく、彫師の業界団体の設立及びその活動という“実践”も重要であることについて、現在までの実際の取り組みを挙げながら、ご説明いただいた。具体的には、本件事件の訴訟の経過と並行して、業界団体としての一般社団法人日本タトゥーイスト協会の設立に至るまでに様々な活動を行ったこと、同協会の設立後の活動内容、今後の課題等について、同協会の顧問として実際に携わられた経験に基づき、詳細にご説明いただいた。その上で、彫師のタトゥーの施術に関する法整備については、現時点では具体的な議論がなされるには至っていない旨をご指摘いただいた。

以上の本講演の内容からは、彫師のタトゥーの施術に関する問題は、本件事件における無罪の確定によって全て解決されたわけではなく、業界団体の活動や法整備において、今後も取り組むべき課題があることについての気付きをいただけたと思う。

なお、吉田弁護士におかれては、ご講演の後も、1時間近くに及び質疑応答にご対応いただき、本講演がより充実したものとなったことを付言し、これを感謝の言葉に代えさせていただく。